

新篠津村立新篠津中学校 学校いじめ防止基本方針

1. いじめの防止のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを放置することないように、いじめが心身に及ぼす影響などいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめ防止対策推進法第3条)

(いじめの定義)

「いじめ」とは、生徒間において、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

- ①個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。
- ②いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。

(いじめについての共通理解)

いじめの態様や原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、職員朝会など日常的に教職員全員の共通理解を図る。

生徒に対しても、学級活動や全校集会・生徒総会などでいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことを伝え、学校全体でいじめ撲滅の雰囲気醸成を図る。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動や体験活動を重視し、生徒の社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育てる。

いじめの未然防止や早期発見・早期対応のため、授業時間はもちろんのこと休み時間においても生徒との心の触れあいを大切にし、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有する。

学校の教育活動全体を通して、全ての生徒が「認められている」「満たされている」という実感が伴い、生徒の自己肯定感や自己有用感を高められるように、様々な体験を通して自信をつける場や機会を積極的に設ける。

2. いじめの防止のための対策の基本事項

(1) 学校における未然防止

- ア 学校の最重要目標の一つに「学校に来ることが楽しい」ことを掲げ、全ての生徒にとって明るく楽しく過ごしやすい学校づくりに取り組む。
- イ 生徒に豊かな心を育むため、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動の充実を図る。
- ウ 生徒の自治的な活動である生徒会活動を支援し、生徒自らがいじめ防止を訴える「いじめ撲滅宣言」などの取組を推進する。
- エ 人権教室など全校道徳を実施し、生徒ひとり一人にいじめ問題への関心を高める。

(2) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、定期的な調査等を次の通り実施する。

- ア 学校生活アンケート調査（生徒対象） 年2回（5月、10月）
- イ 学級担任等による教育相談 年2回（7月、11月）
- ウ 学級担任等による個別相談 毎月（必要に応じて）
- エ 生徒アンケート（生徒対象） 年2回（7月、12月）
- オ スクールカウンセラーの活用（生徒、保護者） 毎週1回
- カ その他相談窓口の設置（随時） ※教頭（校長）、学級担任など

(3) ネット上のいじめへの対応

- ア 早期発見の観点から、外部との連携による学校ネットパトロールによりネット上のトラブルを早期に発見する。
- イ ネット上の不適切な書き込み等については、被害拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。
- ウ 普及・拡大するSNSによるネット上のつながりから生じるトラブル防止のため、フィルタリングサービスの活用など保護者への啓発を行う。同時に、生徒の情報モラルの向上を図る。

(4) いじめ防止対策及び対応のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止・対応を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

（構成員） ※生徒指導主事が招集

校長、教頭、生徒指導主事、該当する学級担任、教育相談係、養護教諭、スクールカウンセラー

（活 動）

- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめ事案に対する対応に関すること
- ・いじめ再発防止に関すること

（開 催）

原則月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(いじめ防止対策推進法第28条)

- ①第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ②第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とする。
- ③生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校は、重大事態が発生したものとして取り扱い、解決に向ける。

(2) 学校による調査

①重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に迅速に報告し、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。

②重大事態の調査組織

学校が調査主体とばるときは、速やかに「いじめ対策委員会」において調査を実施する。ただし、重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識を有する第三者の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保するように努める。

③事実関係を明確にするための調査の実施

学校は重大事態が発生したことを真摯に受け止め、生徒及び保護者に対して調査等を行い、事実関係を把握する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないように配慮する。

④いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

⑤教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示のもと、資料提供など調査に協力する。

4. その他

ア 学校評価

日頃から生徒理解や生徒に関わる状況の情報共有、未然防止や早期発見、いじめ対応が迅速・的確に取り組んでいたかを評価し、今後の再発防止に努める。

イ 地域・家庭との連携

「学校いじめ防止基本方針」が地域・保護者の理解を得ると同時に、いじめの問題の重要性の認識を広めるため、学校だより・学級だよりによる発信や家庭訪問、PTA総会、地区懇談会での説明により地域・家庭との連携を深める。

平成29年 4月 1日 改訂

重大事態フロー図

いじめの疑いに関する情報

- ・「いじめ対策委員会」で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ・いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告

重大事態の発生

- ・教育委員会に重大事態の発生を報告（教育委員会から村長に報告）

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する

学校が調査主体の場合

○学校に、重大事態の調査組織を設置

- ・調査組織は「いじめ防止対策委員会」を母体とする。ただし、当該重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることで、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

○いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供

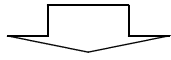
- ・調査により明らかになった事実関係の情報を、適時・適切な方法で経過報告する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報を盾に、説明を怠らないようにする。
- ・得られた調査結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

○調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ・これまで学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

○調査結果を教育委員会に報告（教育委員会から村長に報告）

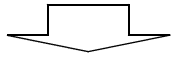
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を受け、調査結果に添える。



- 調査結果を教育委員会に報告（教育委員会から村長に報告）
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を受け、調査結果に添える。



- 調査結果を教育委員会に報告（教育委員会から村長に報告）
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を受け、調査結果に添える。



- 調査結果を踏まえた必要な措置

教育委員会が調査主体となる場合

- 教育委員会の指示のもと、資料提出など、調査に協力